

防衛省の [REDACTED] 送信設備に関する覚書

防衛省(以下、「甲」という。)及びキヤノン電子株式会社(以下、「乙」という。)は、甲の [REDACTED] で使用する送信設備と乙の [REDACTED] で使用する受信設備との周波数共用に関し、次のとおり覚書(以下、「本覚書」という)を取り交わす。

第1条(無線設備の運用)

甲および乙は、 [REDACTED] 帯の使用に当たっては、電波法およびその他関連法規の定めに従い無線設備を運用する。

- 2 甲所属の送信設備の運用が乙所属の受信設備の運用に干渉を与え、かつ当該干渉が乙所属の受信設備の運用に対して [REDACTED] である場合、甲および乙は当該干渉を混信と見なさないものとする。

第2条(受信設備の設置場所)

本覚書において取り扱う乙所属の受信設備の設置場所は次のとおりとする、

[REDACTED]

第3条(干渉発生時の対応)

甲および乙は、乙所属の受信設備の運用に混信が認められるまたは混信のおそれがある場合、速やかに相手方の連絡窓口担当(次条に定義される)に通知し、周波数共用等に関して誠実に協議のうえ対応方針を定めるものとする。

第4条(連絡通報体制の設置)

連絡通報体制は連絡窓口担当者間の適宜の調整によることとし、連絡先が変更になった場合は、速やかに相手方の担当者に連絡する。

第5条(協議)

本覚書について疑義を生じた事項及び本覚書に定めのない事項については、甲乙間で協議し、円満に解決を図る。

第6条(守秘義務)

甲および乙は、相手方に対して守秘義務を課す必要がある資料又は情報等を相互に開示しないものとする。

第7条（有効期間）

本覚書の有効期間は、令和6年10月23日から令和7年10月22日までです。
但し、期間満了1ヶ月前までの相手方への何らの申し出が無い場合には、本契約はさらに1年間期間延長されるものとし、以降も同様とする。

本覚書による合意の証として、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

令和6年10月23日

甲 東京都新宿区市谷本村町5番1号
防衛省整備計画局サイバー整備課
課長 荒 心平



乙 埼玉県秩父市下影森1248番地
キャノン電子株式会社

